

農業ワーキンググループの設置について

平成 2 4 年 5 月 3 1 日
行政刷新会議
規制・制度改革委員会

1. 規制・制度改革委員会に、農業ワーキンググループ（以下「農業WG」という。）を設置する。
2. 農業WGにおいて配布された資料は、原則として、公表する。
3. 農業WGの議事概要を公表する。
4. 委員会構成員は、農業WGに参加することができる。